

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年七月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 橋 淳 一

一 許可番号

平成二十七年十二月二日

指令川建セ第二七〇〇七二〇号

二 検査済証番号

平成二十八年七月十一日

川建セ第二八〇〇一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字新宿三千六百七十番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字東平千五百五十一番地 社宅一一十三

今井 穂